

介護保険サービスをご利用の皆さんへ

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

別表1 利用者負担段階と対象者

負担段階	対象者要件
第1段階	本人および世帯全員が区民税非課税であって、高齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	本人および世帯全員が区民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額(※)の合計が80万円以下の方
第3段階	本人および世帯全員が区民税非課税であって、第1段階、第2段階に該当しない方

◎平成28年8月1日から(※)に非課税年金収入額が追加されます。

別表2 施設別、負担段階別の利用者負担限度額

		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	320	420	820
	多床室	0	370	370
食費		300	390	650

【介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護】

		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	490	490	1,310
	多床室	0	370	370
食費		300	390	650

別表3 訪問介護および訪問型サービス、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額の対象者

対象者要件
世帯の主たる生計中心者の平成27年分の所得税が非課税かつ本人の所得が446,400円以下

別表4 訪問介護および訪問型サービス、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額後の利用者負担

サービスの種類	利用者負担
訪問介護、訪問型サービス	利用料の3%
訪問看護	週1回分の利用料の3%
訪問入浴介護	

65歳以上の方の平成28年度の介護保険料を決定しましたので、介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書を6月中旬に発送します。

保険料の納入方法

特別徴収

高齢年金や退職年金などの支給額が年額18万円以上の方は、年6回の年金の定期支払の際、あらかじめ年金から

平成28年度 介護保険料の決定

保険料が差し引かれます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、区から送付する納付書または口座振替により保険料を納めます。

なお、保険料は6月から翌年3月までの年10回で納付します。通知書には、各月納期の納付書と、1年間分の全納付納付書を同封しています。

6月に所得状況を前住所地などに照会しますので、納入通知書は7月以降に送付します。

保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予や減免制度があります。

介護保険課介護支援係 ☎(3546)5642

介護保険の制度改正により、平成27年8月1日から介護保険の利用者負担が変更になりました。65歳以上で一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上)の方が介護サービスを利用した時の利用者負担割合は2割に変わりました。

また、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上の場合も2割負担で、それ以外の方は1割負担です。

負担割合を記載した介護保険負担割合証は、要介護認定を受けている方および総合事業対象者に7月中に送付する予定です。なお、新規に要介護認定を受けられる方は、認定結果などが出た日からお

むね10日以内に負担割合証を発行します。

介護保険サービスをご利用になる時は、必ず負担割合証を事業所に提示してください。

施設サービスを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減する制度

利用者負担限度額

老人福祉施設やショートステイなどを利用すると、介護費用のほかに食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。この認定を受けると、所得の段階に応じた食費と居住費(滞在費)の限度額までを自己負担として支払い、残りの差額分を介護保険から施設に給付します。

この制度の認定証の有効期限は7月31日までです。認定証をお持ちの方には、更新のご案内と申請書類を送付しま

すので、忘れずに更新手続きを行ってください。認定の可否は、ご本人と世帯の所得の状況によって決定します。

なお、この制度の審査要件について見直しがあり、平成28年8月1日から、利用者負担段階の決定に当たり現行の合計所得金額と課税年金収入額に加えて非課税年金収入額(遺族年金、障害年金など)が追加されます。

内容については別表1および別表2を参照してください。また、現在認定証をお持ちでない方で、施設を利用中または利用を予定されている、別表1の要件を満たす場合は、随時受け付けていますので申請してください。

介護保険を利用する際の負担を軽減する区独自のサービス

家族などの介助だけでは入浴ができない方で、家庭に浴

室がない場合や感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合に、浴槽を提供して入浴介護するサービスです。介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスが受けられない場合に利用できます。

◎区の独自サービスの定期期間は7月31日(日)までです。現在認定を受けている方の更新については、ご案内などを送付しますので、忘れずに更新の手続きを行ってください。

◎認定証をお持ちでない方の各サービスの申請は随時受け付けています。

◎生活援助サービスと寝たきり高齢者在宅支援入浴サービスの申請に当たっては、ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーに相談の上、申請してください。

◎詳しくはお問い合わせください。

介護保険課介護給付係 ☎(3546)5377

別表5

購入対象者	16歳以上の区民 ◎原則、ご本人が販売窓口で購入してください。 ◎身体障害者手帳をお持ちの方などは代理人による購入もできます(詳しくはお問い合わせください)。
販売日時	6月19日(日) 午前9時～午後5時 ◎完売次第終了します。
販売場所	・区役所8階大会議室 ・日本橋区民センター2階第3・4洋室 ・月島区民センター1階会議室 ・勝どき区民館5・6号洋室 ・晴海区民館1・2号洋室 ◎各販売場所とも、販売開始時刻前にお越しいただいてもお待ちいただく場所が限られており、ご不便をお掛けしますが、あらかじめご了承ください。
購入時に持参するもの	運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード(個人番号カード)など本人の住所と年齢が確認できる公的機関が発行する証明書の原本 ◎マイナンバーの通知カードは、本人確認の証明に使用できません。 ◎本人の住所確認ができない場合は、購入できません。
販売額	1冊11,000円分(500円券×22枚)の買物券を10,000円で販売(10%プレミアム)
購入限度冊数	1人5冊まで(1人1回限り) ◎一度ご購入いただいた方は、販売会場を変えても、再度購入はできませんのでご注意ください。
使用期間	6月19日(日)～平成29年3月31日(金)
取扱店舗	区内の中小小売店のうちハッピー買物券の取扱店として登録した店舗 ◎取扱店にはステッカーを掲示します。

区では、区内中小小売店などへの支援を目的として「区内共通買物券(ハッピー買物券)」を販売します(別表5のとおり)。

☎(3546)5487

ハッピー買物券を 6月19日(日)に販売